

参考資料9-1

船員保険制度の見直しについて

船員保険事業運営懇談会(平成18年12月21日)報告書(概要)

見直しの背景

1. 船員保険制度の在り方に関する検討会(平成17年12月)の報告書

2. 特別会計の見直し 以下の方向性が決定される

- >業務上疾病・年金部門 → 労災保険制度
- >失業部門 → 雇用保険制度
- >業務外疾病部門、独自給付部門 → 新船員保険制度

3. 社会保険庁の組織改革

見直しの概要

1. 一般制度への統合と独自給付の維持

- >労災保険、雇用保険に相当する部分は、一般制度に統合。
- >船員労働の特殊性を踏まえ、引き続き、ILO条約や船員法に基づく給付が行えるよう措置。

2. 積立金差額への対応

- >労災保険への統合に伴う財政方式の変更(職務上年金部門)により必要となる移管金の額と、現在の積立金の差額については、統合後も船舶所有者が償却。
- >他部門の積立金のうち事業主負担に係る部分を活用し、積立金差額を圧縮。また、船舶所有者が負担に耐えられるよう償却期間を設定。

3. 運営主体

- >運営コストを抑え、効率的・安定的に業務を実施するため、全国健康保険協会を運営主体とする。あわせて、協会に船員保険協議会(仮称)を設けるなど、船員保険関係者の意見を反映させるための措置を講ずる。

4. 福祉事業

- >船員保険の福祉事業のうち、一般制度の枠組みで実施可能な事業は、それぞれで実施。その他の事業は、事業内容を精査し、引き続き船員保険の福祉事業として実施。
- >船員保険の福祉施設については、今後も整理合理化に取り組む必要がある。具体的な進め方など福祉施設の取扱いについては、新船員保険制度発足までの間、船員保険関係者の意見を十分配慮して検討。

5. その他

- >失業部門については、雇用保険法改正に伴う改正のほか、統合を前提に、失業部門の保険料率の引下げを平成19年4月より実施予定。